

# 京都府公立大学法人教職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日  
京都府公立大学法人規程第15号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

**第3条** 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

## 第2章 給与

### 第1節 給料

(給料)

**第5条** 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

**第6条** 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、

理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。

- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。
  - (5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。
  - (6) 指定職給料表は、学長である教職員及び京都府立医科大学附属病院の病院長である教職員に適用する。
- 3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

**第7条** 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

**第8条** 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

- 2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

**第9条** 削除

（短時間勤務教職員の給料月額）

**第10条** 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から第8条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

**第11条** 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により教職員（次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級

であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給)とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

- 3 次に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、当該教職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
  - (1) 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員(次号に掲げる教職員を除く。)
  - (2) 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である教職員
- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

**第11条の2** 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

**第12条** 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

**第13条** 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間(以下この項において「期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第2節 手当

(手当の種類)

**第14条** 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 在宅勤務等手当

- (7) 特殊勤務手当
- (8) 特地勤務手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 宿日直手当
- (11) 管理職員特別勤務手当
- (12) 夜間勤務手当
- (13) 休日勤務手当
- (14) 管理職手当
- (15) 初任給調整手当
- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 退職手当

(扶養手当)

**第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

## 第16条 削除

(地域手当)

**第17条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の4.4を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に

100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- 4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 5 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

**第18条** 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
  - (2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号又は第2号のいずれかに掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号又は第2号のいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第3号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額に相当する額
  - (2) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万9,000円を超えるときは、1万9,000円）を1万1,000円に加算した額に相当する額

- (3) 前項第2号に掲げる教職員 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

**第19条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円とする。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額
- 3 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。第1号において単に「住居」という。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### (単身赴任手当)

- 第20条** 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、3万円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
  - 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (在宅勤務等手当)

- 第20条の2** 住居その他これに準じるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。)の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
  - 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (特殊勤務手当)

- 第21条** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

#### (特地勤務手当)

**第22条** 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（時間外勤務手当）

**第23条** 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
  - （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務100分の125
  - （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。
- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間（育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員にあつては、別に定める時間を除く。）に対して支給する。
- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。
- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（宿日直手当）

**第24条** 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,300円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円）を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、7,950円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては3万1,500円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては1万1,100円）を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

**第25条** 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員（以下「管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（週休日又は祝日法に基づく休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。）に勤務をした場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員又は指定職給料表の適用を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間（週休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とする。
- （1） 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
- ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
- イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
- （2） 前項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
- ア 管理職員 6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

**第26条** 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

**第27条** 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

**第28条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

**第29条** 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額5万1,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

**第30条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。))にあっては100分の105、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては100分の66.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」と

あるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の支給制限）

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- （2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員（同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。）
- （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

**第32条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - （2） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
  - 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合にお

いては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第33条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
    - (1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
      - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額
      - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
    - (2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員 当該定年前再雇用短時間勤務教職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25(特定管理職員にあつては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
  - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

#### 第34条 削除

(育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給)

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の教職員についての適用除外)

第36条 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第8条第3項及び第4項、第11条、第15条、第16条並びに第29条の規定は、定年前再雇用短時間勤務教職員には、適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

### 第3節 補則

(給与の減額)

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

(2) 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（短時間勤務教職員にあつては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

### 第4節 給与の特例

#### 第40条 削除

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

### 第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

### 第6節 口座振込みの方法による給与の支給

（給与の口座振込み）

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

## 第3章 雑則

（京都府からの派遣職員の特例）

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

（施行について必要な事項）

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第46条 特別の事情によりこの規程の規定により難い場合は、理事長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置等）

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者（以下「承継教職員等」という。）の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員（承継教職員等を除く。）について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。

（平成22年3月31日までの間における昇給及び地域手当に関する特例）

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

(管理職員の給料月額の特例)

- 5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、第6条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の1.5（事務9級以上教職員等にあつては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

(指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額の特例)

- 6 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

(看護職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の特例)

- 7 第29条の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和8年3月31日までの間、看護職給料表が適用される職員（看護部長の職にあつて、事務職給料表が適用される職員を含む。）に対して、初任給調整手当として月額11,100円を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合（年次休暇及び勤務時間等規程別表第2の12の項の特別休暇を除く。）は、支給しない。

(60歳超職員の給料月額7割措置)

- 8 当分の間、職員（教員以外の教職員をいう。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳（庁中警備、用庁務、看護業務補助その他の労務に従事する職員にあつては63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。）とする。

- 9 育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「f」とする」とあるのは、「f）に算出率を乗じて得た額とする」とする。

- 10 附則第8項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 任期を定めて採用される職員
- (2) 京都府公立大学法人教職員定年規程（以下「定年規程」という。）第3条第1項又は第2項により勤務している職員（定年退職日において附則第8項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 定年規程第6条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

- 11 定年規程第4条第1項の規定により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定による給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 13 附則第 11 項の規定による給料を支給される職員に対する第 30 条第 5 項(第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 30 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 11 項の規定による給料の額との合計額」とする。  
(令和 6 年 12 月に支給する給料の特例)
- 14 附則第 7 項の規定による初任給調整手当が支給される職員のうち附属病院に勤務する者に対する令和 6 年 12 月の給料は、当該職員について適用される給料表の給料月額に 4,800 円を加算した金額とする。ただし、第 2 章第 2 節に規定する手当の額の算出については、なお従前の例による。

**附 則** (規程第 15-1 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (規程第 15-2 号)

- 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定の適用については、臨時の措置として、第 30 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110 と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 60」と、第 33 条第 2 項第 1 号ア中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同号イ中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 75」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成 21 年京都府条例第 23 号)の施行の日から施行する。

**附 則** (規程第 15-3 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。  
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、規程第 30 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで、退職者の給与に関する規程第 2 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員(以下この項において「減額改定対象教職員」という。)となった者(同年 4 月 1 日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象教職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(第 20 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。)、特勤勤務手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額の合計額に 100 分の 0.06 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から 56 号給
	2 級	1 号給から 24 号給

	3級	1号給から8号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給
	2級	1号給から12号給
医療職給料表	1級	1号給から52号給
	2級	1号給から32号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級
看護職給料表	1級	1号給から56号給
	2級	1号給から40号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額
- (3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則（規程第15-4号）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（規程第15-5号）**

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則（規程第15-6号）**

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。
- 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則（規程第15-7号）**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則（規程第15-8号）**

- この規程は、平成24年1月1日から施行する。  
(住居手当の経過措置)
- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。  
(施行日における号給の調整)
- 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の

適用を受ける教職員を除く)のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

**附 則 (規程第15-9号)**

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則 (規程第15-10号)**

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(特地勤務手当の経過措置)

2 規程第22条第2項の100分の8は、平成26年3月31日までの間は100分の8、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は100分の6.8、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は100分の5.6、同年4月1日以降は100分の4とする。

**附 則 (規程第15-11号)**

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(号給の経過措置)

2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表(以下「新給料表」という。)の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

**附 則 (規程第15-12号)**

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

(平成27年4月1日における号給の調整)

3 教職員(施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く)のうち、平成20年1月1日において職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第6条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

**附 則 (規程第15-13号)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (規程第15-14号)**

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条

- 第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日（次項及び附則第4項において「適用日」という。）から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。  
(適用日等における号給の調整)
- 4 教職員（適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-12号（以下「平成26年改正規程」という。））附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。）のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日（適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあっては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。）における号給については、附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員（平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員（平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員（前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-14号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。）との合計額」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用に

については、「経過措置給料額（）」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。  
（平成26年改正規程の一部改正）
- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。  
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

#### 附 則（規程第15-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成28年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。））にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項中「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」と、（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者

のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）。（４）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき（第１号に該当する場合を除く。）」と、同条第２項中「扶養親族（事務９級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務９級以上教職員等から事務９級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務９級以上教職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務９級以上教職員等以外の教職員から事務９級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務９級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（事務９級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ４ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以

上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9级以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9级以上教職員等から事務9级以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9级以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9级以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9级以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9级以上教職員等から事務9级以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9级以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9级以上教職員等以外の教職員から事務9级以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9级以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9级以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9级以上教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等が事務8级以上教職員等」と、同項第6号中「事務8級教職員等及び事務9级以上教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「が事務8級教職員等」とあるのは「が事務8级以上教職員等」とする。
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

**附 則**（規程第15-16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（規程第15-17号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成29年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

**附 則**（規程第15-18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（規程第15-19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月20日から施行する。ただし、第30条第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第24条第2項、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成30年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

**附 則**（規程第15-20号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（規程第 15-21 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 18 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 から第 5 までの規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 33 条第 2 項の規定は令和元年 6 月 1 日から適用する。

**附 則**（規程第 15-22 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-23 号）

この規程は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-24 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-25 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-26 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に病院長である者については、当該病院長の任期終了の日まで従前の例による。

**附 則**（規程第 15-27 号）

この規程は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-28 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 17 日から施行する。ただし、改正後の附則第 7 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

**附 則**（規程第 15-29 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-30 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-31 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-32 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 5 までの規定は令和 4 年 4 月 1 日から、改正後の第 33 条第 2 項の規定は令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

**附 則**（規程第 15-33 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（規程第 15-34 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-35 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 6 までの規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定は令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-36 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-37 号）

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-38 号）

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-39 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の第 29 条第 1 項及び別表第 1 から別表第 6 までの規定は令和 6 年 4 月 1 日から、改正後の第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定は令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- 3 附則第 14 項により支給された給料は、改正後のこの規程に基づく給料の内払とみなす。

附 則（規程第 15-40 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(号給の切替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において別表第 1 から別表第 5 までの給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。  
(号給の切替えの特例)
- 3 切替日の前日において事務職給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が 8 級であった者の新号給については、その者が切替日において 8 級に昇格をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。  
(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 15 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「に対しては、支給しない。」とあるのは「に対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるものに対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中  
「(5) 重度心身障害者」  
とあるのは、  
「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
と、同条第 3 項中「1 万 3,000 円」とあるのは「1 万 1,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

附則別表

ア 事務職給料表 切替表

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			

49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						

95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 教育職給料表 切替表

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1

23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	3
27	15	11	4
28	16	12	5
29	17	13	6
30	18	14	7
31	19	15	8
32	20	16	9
33	21	17	10
34	22	18	11
35	23	19	12
36	24	20	13
37	25	21	14
38	26	22	15
39	27	23	16
40	28	24	17
41	29	25	18
42	30	26	19
43	31	27	20
44	32	28	21
45	33	29	22
46	34	30	23
47	35	31	24
48	36	32	25
49	37	33	26
50	38	34	27
51	39	35	28
52	40	36	29
53	41	37	30
54	42	38	31
55	43	39	32
56	44	40	33
57	45	41	34
58	46	42	35
59	47	43	36
60	48	44	37
61	49	45	38
62	50	46	39
63	51	47	40
64	52	48	41
65	53	49	42
66	54	50	43
67	55	51	44
68	56	52	45

69	57	53	46
70	58	54	47
71	59	55	48
72	60	56	49
73	61	57	50
74	62	58	51
75	63	59	52
76	64	60	53
77	65	61	54
78	66	62	55
79	67	63	56
80	68	64	57
81	69	65	58
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ウ 医療職給料表 切替表

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		

97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

工 看護職給料表 切替表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12

25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	

71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			

117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

才 現業職給料表 切替表

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26

35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74

83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110	110	
115	99	111	111	
116	100	112	112	
117	101	113	113	
118	102	114	114	
119	103	115	115	
120	104	116	116	
121	105	117	117	
122		118	118	
123		119	119	
124		120	120	
125		121	121	
126		122	122	
127		123	123	
128		124	124	
129		125	125	
130		126	126	

131		127	127	
132		128	128	
133		129	129	
134			130	
135			131	
136			132	
137			133	
138			134	
139			135	
140			136	
141			137	

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
定年 前再 雇用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,900	232,900	268,700	302,600	325,400	359,800	413,500	464,200	516,700	557,900
	2	187,000	234,500	269,700	304,100	327,200	361,500	415,500	469,700	523,700	565,200
	3	188,200	236,000	270,700	305,700	329,100	363,100	417,400	474,800	529,000	571,300
	4	189,300	237,500	271,700	307,100	330,800	364,700	419,200	479,600	533,400	576,400
	5	190,400	239,000	272,800	308,500	332,500	366,300	421,000	483,600	536,900	580,400
	6	192,100	240,500	273,800	309,600	334,200	368,200	422,900	487,200	540,200	583,500
	7	193,800	242,100	274,800	310,600	336,000	369,700	424,700	490,200	543,300	586,000
	8	195,400	243,600	275,800	311,800	337,700	371,300	426,500	492,700	545,800	588,000
	9	197,000	245,100	276,800	313,100	339,300	372,700	428,100	494,800	547,800	
	10	198,700	246,500	277,800	314,700	341,000	374,300	429,600			
	11	200,300	247,900	278,800	316,300	342,700	376,000	431,200			
	12	202,000	249,400	279,900	317,900	344,400	377,500	432,700			
	13	203,600	250,600	281,000	319,400	345,900	379,400	434,200			
	14	205,300	251,800	282,300	321,100	347,500	381,300	435,500			
	15	207,000	253,000	283,600	322,700	349,100	383,300	436,800			
	16	208,700	254,200	284,800	324,300	350,600	385,100	438,000			
	17	210,100	255,300	286,100	325,800	352,100	386,600	439,300			
	18	211,700	256,400	287,400	327,500	353,800	388,400	440,600			
	19	213,300	257,600	288,700	329,200	355,400	390,100	441,900			
	20	214,800	258,700	289,900	330,800	357,000	391,800	443,100			
	21	216,300	259,700	291,000	332,200	358,200	393,500	444,300			
	22	218,000	260,700	292,200	333,900	359,800	394,900	445,100			
	23	219,600	261,700	293,500	335,600	361,300	396,300	445,900			
	24	221,200	262,700	294,800	337,300	362,800	397,700	446,800			
	25	222,800	263,700	296,100	338,500	364,500	399,200	447,400			
	26	224,500	264,600	297,200	340,400	366,300	400,400	448,000			
	27	225,900	265,600	298,200	342,100	368,100	401,600	448,600			
	28	227,200	266,500	299,300	343,800	369,800	402,600	449,200			
	29	228,500	267,300	300,400	345,300	371,200	403,700	449,900			
	30	229,600	268,100	301,600	346,900	372,500	404,900	450,700			
	31	230,700	268,900	302,700	348,500	373,700	406,000	451,100			
	32	231,800	269,700	303,900	350,100	375,100	407,200	451,800			
	33	232,900	270,400	305,200	351,900	376,300	407,900	452,300			
	34	234,100	271,200	306,500	353,700	377,200	408,600	452,700			
	35	235,200	272,000	307,800	355,500	378,200	409,300	453,100			
	36	236,300	272,800	309,100	357,300	379,300	410,000	453,500			
	37	237,400	273,500	310,400	358,800	380,100	410,600	453,900			
	38	238,400	274,300	311,700	360,300	381,000	411,200	454,400			
	39	239,400	275,100	313,100	361,700	381,900	411,700	454,800			
	40	240,300	275,800	314,400	363,100	382,700	412,100	455,100			
	41	241,300	276,500	315,700	364,600	383,600	412,500	455,400			
	42	242,200	277,300	317,000	365,400	384,400	412,700	455,800			
	43	243,000	278,100	318,300	366,400	385,200	413,000	456,100			
	44	243,800	278,800	319,400	367,500	385,900	413,300	456,400			
	45	244,500	279,500	320,400	368,400	386,600	413,600	456,700			
	46	245,100	280,200	321,700	369,500	387,300	413,900				
	47	245,700	281,000	323,000	370,400	388,000	414,200				
	48	246,300	281,700	324,300	371,400	388,700	414,500				
49	246,900	282,400	325,500	372,300	389,200	414,700					

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	50	247,500	283,100	326,800	373,000	389,800	415,100				
	51	248,100	283,800	328,100	373,700	390,400	415,400				
	52	248,600	284,500	329,300	374,300	391,200	415,700				
	53	249,200	285,100	330,600	374,700	391,600	415,900				
	54	249,600	285,800	331,700	375,400	392,200	416,200				
	55	249,900	286,400	332,800	376,100	392,800	416,500				
	56	250,200	287,100	333,900	376,800	393,300	416,800				
	57	250,500	287,700	334,600	377,100	393,700	417,000				
	58	250,800	288,500	335,500	377,800	394,300	417,300				
	59	251,100	289,100	336,300	378,500	394,900	417,600				
	60	251,400	289,800	337,100	379,100	395,400	417,800				
	61	251,700	290,400	337,900	379,400	395,800	418,000				
	62	252,000	291,100	338,300	379,900	396,300	418,300				
	63	252,300	291,700	338,900	380,500	396,800	418,600				
	64	252,600	292,200	339,600	381,100	397,400	418,800				
	65	252,900	292,700	340,400	381,400	397,700	419,000				
	66	253,200	293,300	341,100	382,000	398,100	419,300				
	67	253,500	293,800	341,800	382,700	398,500	419,600				
	68	253,800	294,400	342,400	383,400	398,900	419,800				
	69	254,100	294,900	342,900	383,800	399,300	420,000				
	70	254,400	295,400	343,500	384,300	399,600	420,300				
	71	254,700	296,000	344,100	384,900	399,900	420,600				
	72	255,000	296,700	344,700	385,400	400,100	420,800				
	73	255,300	297,200	345,000	385,900	400,300	421,000				
	74	255,600	297,700	345,500	386,500	400,600					
	75	255,900	298,100	345,900	387,000	400,900					
	76	256,200	298,400	346,300	387,300	401,100					
	77	256,500	298,600	346,700	387,700	401,300					
	78	256,900	298,900	347,200	388,200	401,600					
	79	257,200	299,100	347,700	388,600	401,900					
	80	257,500	299,400	348,200	389,000	402,100					
	81	257,800	299,600	348,500	389,400	402,300					
	82	258,100	299,800	348,900	389,900	402,600					
	83	258,400	300,100	349,300	390,300	402,900					
	84	258,700	300,300	349,700	390,700	403,100					
	85	259,000	300,600	350,000	391,000	403,300					
	86	259,300	300,900	350,400	391,600						
	87	259,600	301,200	350,800	392,000						
	88	259,900	301,500	351,200	392,400						
	89	260,200	301,800	351,400	392,700						
	90	260,500	302,100	351,900	393,200						
	91	260,800	302,400	352,300	393,600						
	92	261,100	302,800	352,700	394,000						
	93	261,400	303,000	352,900	394,300						
	94		303,200	353,300							
	95		303,500	353,700							
	96		303,900	354,000							
	97		304,100	354,300							
	98		304,500	354,700							
	99		304,900	355,100							
	100		305,300	355,500							
	101		305,500	356,000							
	102		305,800	356,400							
	103		306,100	356,800							

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
	104		306,400	357,200							
	105		306,600	357,700							
	106		306,900	358,100							
	107		307,200	358,400							
	108		307,500	358,700							
	109		307,700	359,200							
	110		308,100								
	111		308,500								
	112		308,800								
	113		309,000								
	114		309,200								
	115		309,500								
	116		309,900								
	117		310,100								
	118		310,300								
	119		310,600								
	120		310,900								
	121		311,300								
	122		311,500								
	123		311,800								
	124		312,200								
	125		312,500								
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,500	222,300	263,400	283,300	298,700	324,700	367,300	401,300	453,700	535,500

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 雇用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	264,800	344,700	398,600	472,000
	2	267,000	346,300	400,400	474,000
	3	269,100	347,900	401,800	476,100
	4	271,000	349,400	403,100	478,300
	5	272,900	350,900	404,300	480,300
	6	274,400	352,600	405,300	482,300
	7	275,900	354,200	406,300	484,600
	8	277,400	355,800	407,400	486,900
	9	279,200	357,200	408,300	488,800
	10	281,300	359,200	409,400	490,700
	11	283,300	361,300	410,500	492,800
	12	285,300	363,300	411,600	495,100
	13	287,300	365,100	412,700	497,100
	14	289,600	366,700	413,800	499,200
	15	291,700	368,400	415,000	501,200
	16	293,800	370,000	416,100	503,200
	17	295,700	371,300	417,200	505,100
	18	298,500	372,800	418,300	507,100
	19	301,200	374,200	419,400	509,000
	20	303,800	375,600	420,600	510,800
	21	306,500	376,900	421,600	512,700
	22	308,900	378,100	422,800	514,600
	23	311,300	379,300	423,900	516,400
	24	313,600	380,400	425,100	518,300
	25	315,800	381,500	426,000	520,100
	26	317,800	382,900	427,100	521,800
	27	319,800	384,300	428,200	523,500
	28	321,900	385,600	429,200	525,300
	29	323,900	386,900	430,200	527,200
	30	325,800	388,200	431,400	528,700
	31	327,700	389,500	432,500	530,300
	32	329,700	390,800	433,600	532,000
	33	331,500	392,200	434,600	533,700
	34	333,400	393,400	435,800	535,300
	35	335,300	394,600	437,000	536,600
	36	337,300	395,700	438,200	537,900
	37	339,000	396,800	439,000	539,100
	38	340,200	398,000	439,900	540,300
	39	341,300	399,200	440,800	541,400
	40	342,400	400,300	441,600	542,400
	41	343,000	401,400	442,400	543,400
42	343,400	402,600	443,300	544,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	43	343,900	403,800	444,200	544,900
	44	344,300	404,900	445,000	545,800
	45	344,900	405,900	445,700	546,700
	46	345,400	407,000	446,700	547,600
	47	345,900	408,000	447,700	548,400
	48	346,300	408,900	448,600	549,200
	49	346,700	410,100	449,500	549,700
	50	347,100	411,500	450,400	550,400
	51	347,500	412,900	451,400	550,900
	52	347,900	414,300	452,300	551,700
	53	348,300	415,200	453,300	552,300
	54	348,700	416,200	454,400	552,800
	55	349,100	417,200	455,300	553,400
	56	349,500	418,300	456,300	554,000
	57	349,900	419,200	457,200	554,600
	58	350,300	420,000	458,100	555,200
	59	350,700	420,800	459,000	
	60	351,100	421,500	460,000	
	61	351,500	422,200	460,800	
	62	352,000	423,200	461,200	
	63	352,400	424,000	461,800	
	64	352,800	424,600	462,500	
	65	353,200	425,200	463,200	
	66	353,600	425,700	463,900	
	67	354,000	426,100	464,200	
	68	354,400	426,500	464,800	
	69	354,800	426,800	465,200	
	70	355,300	427,200	465,600	
	71	355,700	427,500	466,000	
	72	356,100	427,900	466,300	
	73	356,400	428,200	466,600	
	74	356,900	428,600	467,000	
	75	357,300	429,000	467,400	
	76	357,700	429,400	467,700	
	77	358,100	429,700	468,000	
	78	358,600	430,000	468,400	
	79	359,100	430,400	468,700	
	80	359,700	430,800	469,000	
	81	360,200	431,100	469,300	
	82	360,900	431,500	469,700	
	83	361,600	431,800	470,000	
	84	362,300	432,100	470,400	
	85	362,900	432,400	470,700	
	86	363,500	432,700		
	87	364,100	433,000		
	88	364,700	433,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	89	365,200	433,600		
	90	365,600	433,900		
	91	366,000	434,200		
	92	366,400	434,500		
	93	366,800	434,800		
	94	367,200			
	95	367,800			
	96	368,200			
	97	368,800			
	98	369,300			
	99	369,700			
	100	370,200			
	101	370,600			
	102	371,100			
	103	371,400			
	104	371,800			
	105	372,300			
	106	372,700			
	107	373,200			
	108	373,700			
	109	374,100			
	110	374,600			
	111	375,000			
	112	375,500			
	113	375,900			
	114	376,300			
	115	376,700			
	116	377,100			
	117	377,500			
	118	377,900			
	119	378,300			
	120	378,700			
	121	379,000			
	122	379,400			
	123	379,900			
	124	380,200			
	125	380,600			
	126	381,100			
	127	381,600			
	128	382,000			
	129	382,400			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		291,700	302,800	325,300	411,300

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 円						
定年 前再 用雇 用時 間勤 務員 以外 の職	1	191,000	230,300	266,400	285,400	319,000	365,300	420,300
	2	193,100	231,600	267,200	286,200	320,500	367,000	422,200
	3	195,300	232,900	268,000	287,000	321,900	368,700	424,200
	4	197,400	234,300	268,800	287,700	323,300	370,300	426,000
	5	199,400	235,500	269,600	288,500	324,700	371,900	427,800
	6	201,400	236,600	270,400	289,200	326,300	373,500	429,400
	7	203,500	237,600	271,200	289,900	327,800	375,100	431,100
	8	205,300	238,600	272,000	290,700	329,400	376,800	432,600
	9	207,100	239,700	272,900	291,500	330,900	378,400	434,100
	10	209,000	240,900	273,700	292,300	332,500	380,400	435,400
	11	211,000	242,300	274,500	293,100	334,000	382,400	436,700
	12	213,100	243,600	275,300	293,800	335,500	384,500	438,000
	13	214,800	244,900	276,100	294,500	337,100	385,900	439,400
	14	216,800	246,200	276,900	295,600	338,700	387,600	440,600
	15	219,100	247,500	277,700	296,800	340,200	389,300	441,800
	16	221,200	248,700	278,500	298,000	341,700	391,000	442,900
	17	223,300	250,000	279,300	299,200	343,200	392,800	444,100
	18	224,400	251,200	280,100	300,400	344,900	394,300	445,200
	19	225,600	252,400	281,000	301,600	346,500	395,800	446,500
	20	226,700	253,600	281,800	302,800	348,000	397,300	447,700
	21	227,800	254,700	282,600	304,000	349,300	398,600	448,800
	22	228,700	255,600	283,500	305,300	350,800	400,000	449,600
	23	229,600	256,400	284,400	306,500	352,400	401,300	450,000
	24	230,500	257,300	285,200	307,700	353,900	402,400	450,700
	25	231,400	258,100	286,000	308,900	355,400	403,500	451,200
	26	232,300	258,900	286,900	310,100	356,900	404,600	451,600
	27	233,300	259,700	287,800	311,200	358,400	405,700	452,000
	28	234,200	260,500	288,700	312,500	359,900	406,800	452,400
	29	235,100	261,300	289,500	313,800	361,300	407,700	452,800
	30	236,000	262,100	290,600	315,000	362,900	408,500	453,200
	31	236,900	262,900	291,600	316,200	364,400	409,300	453,600
	32	237,800	263,700	292,600	317,400	365,900	410,100	453,900
	33	238,600	264,500	293,600	318,600	367,100	410,500	454,200
	34	239,400	265,400	294,700	319,700	368,300	411,100	454,700
	35	240,200	266,100	295,700	321,000	369,500	411,600	455,000
	36	241,100	266,900	296,800	322,200	370,600	412,000	455,300
	37	241,900	267,800	297,800	323,400	371,600	412,400	455,600
	38	242,700	268,600	298,800	324,700	372,400	412,600	456,000
	39	243,500	269,400	299,800	326,000	373,400	412,900	456,300
	40	244,300	270,200	300,800	327,200	374,500	413,200	456,600
	41	244,900	271,000	301,800	328,200	375,600	413,500	456,900
	42	245,500	271,800	303,000	329,400	376,600	413,800	457,300
	43	246,100	272,700	304,100	330,600	377,600	414,100	457,600
	44	246,600	273,500	305,300	331,800	378,500	414,400	457,900
	45	247,100	274,200	306,400	332,900	379,300	414,600	458,200
	46	247,700	275,000	307,500	333,900	380,100	415,000	
	47	248,200	275,800	308,600	334,900	381,000	415,300	
	48	248,600	276,600	309,700	335,900	381,800	415,600	
	49	249,100	277,300	310,800	336,800	382,300	415,800	
	50	249,600	278,100	311,900	337,800	383,100	416,100	
	51	250,100	278,800	313,100	338,800	384,000	416,400	
	52	250,600	279,500	314,200	339,700	384,800	416,700	
	53	250,900	280,200	315,200	340,200	385,200	416,900	
	54	251,200	281,000	316,200	341,100	385,900	417,200	
	55	251,500	281,700	317,200	341,800	386,600	417,500	
	56	251,800	282,400	318,200	342,700	387,200	417,800	
	57	252,100	283,100	319,200	343,400	387,600	418,000	
	58	252,400	283,800	320,300	343,800	388,100		
	59	252,700	284,500	321,300	344,300	388,700		
	60	253,000	285,100	322,200	344,900	389,300		
	61	253,300	285,700	323,100	345,500	389,700		
	62	253,600	286,400	323,900	346,200	390,200		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
	63	253,900	287,100	324,600	346,900	390,700		
	64	254,200	287,700	325,300	347,500	391,300		
	65	254,500	288,300	325,900	348,200	391,900		
	66	254,800	289,100	326,600	348,700	392,400		
	67	255,100	289,800	327,200	349,300	393,000		
	68	255,400	290,400	327,800	349,900	393,600		
	69	255,700	291,000	328,500	350,200	394,100		
	70	256,000	291,700	328,700	350,800	394,600		
	71	256,300	292,400	329,200	351,300	395,100		
	72	256,500	293,000	329,700	351,900	395,600		
	73	256,700	293,600	330,300	352,400	395,900		
	74	257,100	294,100	330,800	352,900	396,400		
	75	257,400	294,500	331,300	353,400	396,800		
	76	257,600	294,900	331,700	353,800	397,200		
	77	257,800	295,300	332,300	354,100	397,600		
	78	258,100	295,600	332,800	354,400	398,100		
	79	258,400	295,900	333,200	354,600	398,500		
	80	258,600	296,200	333,700	354,900	398,900		
	81	258,800	296,600	334,200	355,400	399,400		
	82	259,100	296,900	334,600	355,700	399,900		
	83	259,400	297,200	334,800	356,000	400,300		
	84	259,600	297,500	335,100	356,300	400,700		
	85	259,800	297,700	335,500	356,700	401,100		
	86		297,900	336,000	357,000	401,600		
	87		298,100	336,300	357,300	402,000		
	88		298,300	336,600	357,600	402,400		
	89		298,700	336,900	358,000	402,800		
	90		298,900	337,100	358,300			
	91		299,100	337,500	358,600			
	92		299,300	337,800	358,900			
	93		299,700	338,000	359,200			
	94		299,900	338,300	359,700			
	95		300,100	338,600	360,100			
	96		300,400	338,900	360,500			
	97		300,700	339,100	361,000			
	98		300,900	339,400	361,400			
	99		301,100	339,700	361,800			
	100		301,400	339,900	362,200			
	101		301,700	340,100	362,700			
	102		301,900	340,300				
	103		302,100	340,700				
	104		302,400	340,900				
	105		302,700	341,100				
	106			341,500				
	107			341,900				
	108			342,300				
	109			342,500				
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額 円						
		195,500	222,400	251,300	265,100	291,000	332,600	375,800

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 雇用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	210,400	243,700	285,400	299,000	323,400	366,600
	2	212,300	245,900	285,900	299,600	324,400	368,400
	3	214,100	248,100	286,400	300,200	325,400	370,100
	4	215,800	250,400	286,900	300,700	326,400	371,800
	5	217,600	252,600	287,400	301,200	327,400	373,600
	6	219,500	253,600	287,900	301,800	328,700	375,700
	7	221,300	254,500	288,500	302,400	329,900	377,700
	8	223,000	255,400	289,000	302,900	331,100	379,700
	9	224,700	256,300	289,500	303,400	332,200	381,400
	10	226,800	257,600	290,000	304,000	333,400	383,600
	11	228,700	258,700	290,500	304,700	334,500	385,700
	12	230,600	259,600	291,000	305,200	335,600	387,700
	13	232,500	260,400	291,500	305,700	336,800	389,600
	14	234,600	261,100	292,000	306,400	338,000	391,300
	15	236,600	261,800	292,500	307,100	339,100	393,100
	16	238,600	262,700	293,000	307,800	340,200	394,900
	17	240,600	263,800	293,500	308,500	341,300	396,600
	18	242,700	265,000	294,000	309,400	342,500	398,300
	19	244,800	266,100	294,500	310,300	343,600	400,300
	20	246,800	267,200	295,000	311,200	344,800	402,000
	21	248,700	268,300	295,500	312,000	345,900	403,700
	22	250,000	269,400	296,000	313,000	347,100	405,400
	23	251,200	270,500	296,600	313,900	348,200	407,300
	24	252,300	271,600	297,100	314,800	349,300	409,000
	25	253,400	272,700	297,600	315,600	350,400	410,600
	26	254,300	273,800	298,200	316,500	351,800	412,300
	27	255,200	274,900	299,000	317,400	353,100	414,100
	28	256,100	275,900	299,800	318,300	354,400	416,000
	29	257,000	276,900	300,500	319,100	355,600	417,500
	30	257,800	277,600	301,300	320,300	357,100	419,000
	31	258,500	278,300	302,100	321,400	358,600	420,500
	32	259,200	279,000	302,900	322,500	360,200	421,800
	33	260,000	279,700	303,600	323,600	361,400	423,000
	34	260,800	280,300	304,500	324,700	362,900	424,100
	35	261,600	280,900	305,300	325,800	364,300	425,200
	36	262,300	281,400	306,000	326,900	365,700	426,400
	37	263,000	281,900	306,800	328,100	367,100	427,700
	38	263,900	282,500	307,600	329,300	368,200	428,800
	39	264,900	283,000	308,400	330,400	369,600	430,000
40	265,700	283,500	309,200	331,500	370,900	431,200	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	266,500	283,900	309,900	332,300	372,200	432,400
	42	267,400	284,400	310,900	333,400	373,600	433,400
	43	268,200	284,900	311,900	334,500	374,900	434,500
	44	269,000	285,400	312,900	335,500	376,300	435,600
	45	269,800	285,900	313,800	336,600	377,800	436,600
	46	270,500	286,400	314,800	337,600	379,000	437,100
	47	271,200	286,900	315,800	338,600	380,100	437,700
	48	271,800	287,400	316,700	339,600	381,300	438,100
	49	272,400	287,900	317,600	340,800	382,400	438,800
	50	273,000	288,500	318,600	342,100	383,400	439,300
	51	273,500	289,000	319,600	343,300	384,400	439,700
	52	273,900	289,500	320,700	344,600	385,300	440,200
	53	274,300	290,000	321,500	345,500	385,900	440,700
	54	274,800	290,500	322,500	346,700	386,700	441,100
	55	275,300	291,000	323,500	347,800	387,500	441,400
	56	275,700	291,500	324,400	349,100	388,300	441,700
	57	276,100	292,000	325,300	350,100	389,000	442,100
	58	276,500	292,800	326,300	351,000	389,700	
	59	276,900	293,600	327,300	352,200	390,400	
	60	277,300	294,300	328,300	353,400	391,000	
	61	277,700	295,000	329,200	354,500	391,700	
	62	278,100	295,900	330,400	355,700	392,300	
	63	278,500	296,900	331,600	356,900	393,000	
	64	278,900	297,700	332,800	357,900	393,600	
	65	279,300	298,500	333,500	358,900	394,300	
	66	279,700	299,400	334,600	360,000	394,800	
	67	280,100	300,200	335,700	361,100	395,400	
	68	280,600	301,000	336,700	362,200	395,900	
	69	281,000	301,800	337,800	363,000	396,300	
	70	281,500	302,700	338,500	364,100	396,900	
	71	282,000	303,600	339,600	365,200	397,400	
	72	282,400	304,600	340,700	366,200	397,700	
	73	282,800	305,500	341,800	366,900	398,000	
	74	283,400	306,400	343,000	367,800	398,500	
	75	284,000	307,300	344,200	368,600	398,900	
	76	284,500	308,200	345,300	369,300	399,300	
	77	285,000	309,000	346,400	369,900	399,600	
	78	285,600	310,000	347,500	370,400	400,100	
	79	286,200	311,000	348,500	370,900	400,600	
	80	286,700	311,900	349,600	371,400	401,000	
	81	287,200	312,500	350,500	372,000	401,300	
	82	287,700	313,400	351,500	372,500	401,700	
	83	288,200	314,300	352,500	373,000	402,200	
	84	288,800	315,100	353,500	373,500	402,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	289,300	315,900	354,400	373,900	403,000	
	86	289,800	316,900	355,200	374,300	403,400	
	87	290,300	317,900	356,000	374,900	403,900	
	88	290,800	318,900	356,800	375,500	404,300	
	89	291,300	319,800	357,400	375,800	404,700	
	90	291,800	321,000	358,000	376,300	405,100	
	91	292,300	322,000	358,600	376,700	405,600	
	92	292,800	323,000	359,200	377,000	406,000	
	93	293,300	323,800	359,700	377,600	406,400	
	94	293,900	324,500	360,100	378,100		
	95	294,500	325,200	360,600	378,600		
	96	295,100	325,800	361,000	379,100		
	97	295,700	326,300	361,500	379,700		
	98	296,200	326,600	361,900	380,200		
	99	296,800	327,200	362,400	380,700		
	100	297,300	327,800	362,800	381,100		
	101	297,800	328,300	363,100	381,700		
	102	298,300	328,900	363,600	382,200		
	103	298,800	329,500	364,000	382,700		
	104	299,200	330,000	364,300	383,300		
	105	299,600	330,400	364,700	383,900		
	106	300,100	330,900	365,200	384,300		
	107	300,600	331,400	365,700	384,800		
	108	300,900	331,900	366,200	385,300		
	109	301,100	332,300	366,700	385,900		
	110	301,400	332,700	367,200			
	111	301,600	333,000	367,800			
	112	301,900	333,300	368,200			
	113	302,200	333,600	368,600			
	114	302,400	334,000	369,000			
	115	302,700	334,300	369,500			
	116	302,900	334,600	370,000			
	117	303,200	334,800	370,400			
	118	303,500	335,100	370,900			
	119	303,800	335,400	371,400			
	120	304,100	335,600	371,900			
	121	304,500	335,900	372,200			
	122	304,900	336,200				
	123	305,200	336,500				
	124	305,500	336,800				
	125	305,700	337,000				
	126	305,900	337,300				
	127	306,200	337,700				
	128	306,600	337,900				

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	129	306,800	338,100				
	130	307,100	338,300				
	131	307,500	338,700				
	132	307,900	338,900				
	133	308,100	339,200				
	134	308,400	339,600				
	135	308,700	340,000				
	136	309,000	340,400				
	137	309,200	340,700				
	138	309,500	341,100				
	139	309,800	341,500				
	140	310,100	341,900				
	141	310,300	342,200				
	142	310,700	342,600				
	143	311,100	342,900				
	144	311,400	343,300				
	145	311,600	343,600				
	146	311,800	344,100				
	147	312,200	344,500				
	148	312,600	344,900				
	149	312,800	345,200				
	150	313,000	345,600				
	151	313,300	346,000				
	152	313,600	346,400				
	153	314,000	346,700				
	154	314,200					
	155	314,400					
	156	314,700					
	157	315,000					
	158	315,300					
	159	315,600					
	160	315,900					
	161	316,300					
	162	316,600					
	163	316,900					
	164	317,200					
	165	317,600					
	166	317,900					
	167	318,200					
	168	318,500					
	169	318,900					
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		242,800	263,500	270,900	281,500	298,100	336,200

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 雇用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	188,100	230,600	250,800	284,000	312,000
	2	189,800	231,400	251,900	284,700	313,500
	3	191,500	232,200	252,900	285,400	314,800
	4	193,200	233,000	253,900	286,100	316,000
	5	195,000	233,800	254,900	286,700	317,000
	6	196,700	234,600	256,100	287,300	318,200
	7	198,300	235,400	257,300	287,900	319,400
	8	199,900	236,200	258,300	288,600	320,600
	9	201,600	237,000	259,400	289,200	321,700
	10	203,100	237,700	260,400	289,800	322,800
	11	204,600	238,400	261,300	290,400	323,900
	12	206,100	239,100	261,800	290,900	325,000
	13	207,600	239,800	262,400	291,400	326,000
	14	209,100	240,400	262,800	291,900	327,100
	15	210,700	241,100	263,200	292,400	328,300
	16	212,200	241,700	263,700	292,800	329,400
	17	213,700	242,300	264,200	293,200	330,400
	18	215,100	242,900	264,800	293,600	331,500
	19	216,500	243,500	265,300	294,000	332,600
	20	218,000	244,000	265,900	294,400	333,600
	21	219,400	244,500	266,700	294,800	334,600
	22	220,500	245,000	267,300	295,200	335,600
	23	221,600	245,500	267,900	295,600	336,700
	24	222,700	246,000	268,700	296,000	337,700
	25	223,700	246,500	269,500	296,500	338,700
	26	224,600	247,000	270,200	296,900	339,600
	27	225,600	247,400	270,800	297,300	340,700
	28	226,500	247,900	271,600	297,700	341,700
	29	227,400	248,500	272,400	298,100	342,700
	30	228,200	249,100	273,200	298,600	343,800
	31	229,000	249,600	273,900	299,100	344,800
	32	229,800	250,000	274,600	299,600	345,700
	33	230,600	250,400	275,300	300,100	346,600
	34	231,300	250,900	276,000	300,600	347,500
	35	232,000	251,400	276,700	301,100	348,400
	36	232,700	251,800	277,400	301,600	349,300
	37	233,500	252,200	278,100	302,100	350,200
	38	234,100	252,700	278,800	302,800	351,200
	39	234,700	253,200	279,400	303,400	352,300
	40	235,300	253,600	280,000	304,100	353,200
	41	236,000	254,000	280,600	304,800	354,100
	42	236,500	254,500	281,100	305,400	355,000
	43	237,000	255,000	281,600	306,000	355,900
	44	237,500	255,400	282,100	306,500	356,700
45	238,000	255,800	282,600	307,000	357,500	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	238,400	256,200	283,100	307,600	358,300
	47	238,800	256,600	283,600	308,200	359,100
	48	239,200	257,100	284,000	308,800	359,900
	49	239,600	257,500	284,400	309,400	360,600
	50	239,900	257,900	284,900	310,100	361,400
	51	240,200	258,300	285,300	310,800	362,200
	52	240,500	258,700	285,800	311,500	362,800
	53	240,800	259,100	286,200	312,200	363,500
	54	241,200	259,500	286,700	312,900	364,100
	55	241,500	259,900	287,200	313,600	364,800
	56	241,800	260,300	287,700	314,200	365,500
	57	242,000	260,600	288,200	314,800	366,100
	58	242,300	261,000	288,900	315,500	366,600
	59	242,600	261,400	289,500	316,200	367,100
	60	242,800	261,700	290,100	316,800	367,700
	61	243,000	262,000	290,700	317,300	368,100
	62	243,300	262,400	291,300	317,800	368,600
	63	243,600	262,800	291,900	318,400	369,100
	64	243,800	263,100	292,500	319,000	369,600
	65	244,000	263,400	293,000	319,600	370,000
	66	244,300	263,700	293,500	320,100	370,500
	67	244,600	264,000	294,000	320,600	371,000
	68	244,800	264,200	294,500	321,100	371,500
	69	245,000	264,400	295,000	321,400	371,900
	70	245,300	264,800	295,500	321,900	372,400
	71	245,600	265,100	295,900	322,400	372,900
	72	245,800	265,300	296,400	322,800	373,400
	73	246,000	265,500	296,800	323,000	373,800
	74	246,300	265,800	297,200	323,300	374,300
	75	246,600	266,100	297,600	323,500	374,800
	76	246,800	266,300	298,000	323,800	375,400
	77	247,000	266,500	298,400	324,100	375,800
	78	247,300	266,800	298,800	324,400	376,300
	79	247,600	267,100	299,200	324,700	376,800
	80	247,800	267,300	299,700	324,900	377,300
	81	248,000	267,500	300,000	325,100	377,700
	82	248,300	267,800	300,500	325,400	378,200
	83	248,500	268,100	301,000	325,700	378,700
	84	248,800	268,300	301,500	325,900	379,200
	85	249,100	268,500	301,800	326,100	379,600
	86	249,300	268,700	302,300	326,400	380,100
	87	249,600	269,000	302,800	326,700	380,600
	88	249,900	269,300	303,100	327,000	381,100
	89	250,100	269,500	303,500	327,200	381,500
	90	250,400	269,700	304,000	327,500	382,000
	91	250,700	270,000	304,600	327,800	382,500
	92	250,900	270,200	305,100	328,100	383,000
	93	251,100	270,500	305,400	328,300	
	94	251,400	270,800	305,800	328,600	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	95	251,700	271,100	306,300	328,900	
	96	251,900	271,300	306,800	329,100	
	97	252,100	271,500	307,200	329,300	
	98	252,400	271,800	307,600	329,600	
	99	252,700	272,000	307,900	329,900	
	100	252,900	272,300	308,200	330,100	
	101	253,100	272,500	308,500	330,300	
	102	253,400	272,800	308,900	330,600	
	103	253,700	273,100	309,200	330,900	
	104	253,900	273,400	309,600	331,100	
	105	254,100	273,600	309,900	331,300	
	106		273,800	310,300	331,600	
	107		274,100	310,700	331,900	
	108		274,300	311,000	332,100	
	109		274,600	311,200	332,300	
	110		274,900	311,500	332,600	
	111		275,200	311,800	332,900	
	112		275,400	312,000	333,100	
	113		275,600	312,300	333,300	
	114		275,900	312,600	333,600	
	115		276,100	312,900	333,900	
	116		276,300	313,100	334,100	
	117		276,600	313,300	334,300	
	118		276,900	313,600	334,600	
	119		277,200	313,900	334,900	
	120		277,400	314,100	335,100	
	121		277,600	314,300	335,300	
	122		277,800	314,600	335,600	
	123		278,100	314,900	336,000	
	124		278,400	315,100	336,200	
	125		278,600	315,300	336,400	
	126		278,800	315,600	336,700	
	127		279,100	315,900	337,000	
	128		279,400	316,100	337,200	
	129		279,600	316,300	337,400	
	130		279,800		337,700	
	131		280,100		338,000	
	132		280,400		338,200	
	133		280,700		338,400	
	134		280,900		338,700	
	135		281,200		339,000	
	136		281,500		339,200	
	137		281,700		339,400	
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		200,400	211,700	230,400	251,800	283,400

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	725,000
2	782,000
3	840,000
4	920,000
5	992,000
6	1,062,000
7	1,136,000
8	1,206,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員又は視能訓練士その他の視能技術職員の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務